

インフルエンザ出席停止期間早見表（登校目安）

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止となります。平成24年度より、出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は、

発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで

となりました。

*どんなに早く熱が下がったとしても、最低発症した後5日は出席停止となります。それに加えて解熱した日によって出席停止期間が延長していきます。

★発症日（当日0日目）は、医療機関を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度程度の発熱等）が始まった日です。発症翌日を1日目と数えます。

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

*** 出席停止期間と療養に関するお願い ***

熱が下がっている、症状が落ち着いている、体調が良くなったからといって、自分の判断で登校せず、主治医の指示に従って登校を再開してください。

早すぎる登校再開は、感染拡大につながります。集団発生防止のためにご協力をお願いします。